

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 西東京市長、西東京市議会議長、西東京市選挙管理委員会、
西東京市代表監査委員、西東京市農業委員会、西東京市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.8%
全職員	72.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.3%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	89.9%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	91.4%
26～30年	90.0%
21～25年	80.5%
16～20年	80.0%
11～15年	80.7%
6～10年	88.6%
1～5年	90.8%

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、職員ごとに所定勤務時間が異なるため、「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を基礎として、人数に換算している。
- ② 全職員のうち「任期の定めのない常勤職員」の割合は、男性では76.0%、女性では47.6%である。
- ③ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員は、常勤職員と比較して給与水準が低く定められているが、そのうち女性の割合が81.7%である。
- ④ 扶養手当及び住居手当は、一般的に世帯主であることが多い男性の方が支給対象となる可能性が高く、全体額のうち男性に対する支給割合は、扶養手当では78.4%、住居手当では60.1%である。
- ⑤ 時間外勤務手当の支給額は男性の方が高く、全体額のうち男性に対する支給割合は62.9%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。